

# 作業療法でシーティングを行う時代 —診療報酬疾患別リハビリテーション料の シーティング解説

木之瀬 隆 Takashi Kinose

シーティング研究所, 代表  
一般財団法人日本車椅子シーティング財団, 副代表

厚生労働省保険医療課の診療報酬の疑義解釈資料〔2017年（平成29年）7月28日〕の疾患別リハビリテーション料に「シーティング」が入り、算定可能となった。

これには一般財団法人日本車椅子シーティング財団と「シーティングで自立支援と介護軽減を実現する議員連盟」の活動が大きかった。欧米ではICFのリハにおいてシーティングは一般的に行われているのに対し、国内では遅れていたが、診療報酬に「シーティング」が入ったことで、積極的なICFのリハが展開できる。本稿では、診療報酬の疑義解釈資料にある「シーティング」の解説を行う。

## シーティング算定可能の解説

診療報酬の疑義解釈資料にある「シーティング」の算定可能の説明は表<sup>1)</sup>の通りである。解説に想定されることを挙げるが、今後不明確な解説部分については議論し、適切な対応を求めたい。

1. 「車椅子」とは、普通型車椅子や介助型車椅子、電動車椅子も含まれる。
2. 「姿勢保持」とは、狭義の体幹機能から広い意味の座位保持機能に関連した動作を含む姿勢および姿勢変換を可能とする全体的概念であり、それらは褥瘡予防にも関連し、車椅子上での座位以外に臥位や立位も含まれる。
3. 「食事摂取等の日常生活動作の能力の低下をきたした（原文ママ）患者」とは、身体機能的には座位能力に問題があり、そのことが車椅子

## 表 診療報酬の「疾患別リハビリテーション料」に関する疑義解釈資料

(問) いわゆる「シーティング」として、理学療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行った場合に、疾患別リハビリテーション料の算定が可能か。

(答) 算定可能。この場合の「シーティング」とは、車椅子上での姿勢保持が困難なため、食事摂取等の日常生活動作の能力の低下をきたした患者に対し、理学療法士等が、車椅子や座位保持装置上の適切な姿勢保持や褥瘡予防のため、患者の体幹機能や座位保持機能を評価した上で体圧分散やサポートのためのクッションや付属品の選定や調整を行うことをいい、単なる離床目的で車椅子上での座位をとらせる場合は該当しない。

- を使用するうえで食事姿勢や摂食・咀嚼・嚥下障害や上肢機能にも問題となり、ひいては日常生活動作全般に影響を受ける可能性がある患者を意味する。また、食事摂取には狭義の栄養摂取が含まれ、その中には経口摂取以外の胃瘻等、座位に関連した栄養摂取を含む。「日常生活動作の能力の低下」した患者とは、一部介助から全介助まで含まれる。
4. 「理学療法士等」とは、リハビリテーション料の算定ができるのは医師、PT、OT、STであることを意味する。
  5. 「座位保持装置」とは、1990年（平成2年）に補装具に加えられ、現在は障害者総合支援法に規定されている。